

今後の保育動向について

～こども誰でも通園制度・処遇改善等について～

令和5年12月15日

全国保育推進連盟 幹事長

社会福祉法人おひさま会 専務理事

吉岡 伸太郎

今後の政府政策方針の柱

- ◆ こども誰でも通園制度の実施に向けた議論と給付制度の創設と法制化
- ◆ 日本版DBS（こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み）の創設と法制化
- ◆ 保育所等における不適切保育や施設内虐待を防止する為の児童福祉法の改正

全ての こども・子育て世帯 を切れ目なく支援する為の緊急提言書

～全ての子どもへ児童福祉の実現に向けて～

全国保育推進連盟

子どもたちは、共に成長し、互いに影響を及ぼしながら育つ地域や社会の重要な一員であります。この考えのもと、私たちは都市部や人口減少地域を問わず、各地域特有の価値観や文化を尊重しながら、質の高い保育の場の提供が不可欠であると思います。

『保育の質』と『子育ての質』は、子どもたちの健やかな成長を保障するための二つの柱となります。この二つの柱を更に強化し、**全ての子どもが均等に児童福祉を享受できる社会を構築**するため、以下の5つの施策を提言いたします。

1. 地域子育て支援の拡充(伴走型相談支援の推進)

多様な施設が連携し、専門家やカウンセラーの設置を促して、子育てに関する相談や情報提供を行う拠点づくりの推進を提言します。

これにより、保護者が子育てに関する正しい知識やサポートを得ることができ、子育ての質が向上します。さらに、各市町村に設置されるこども家庭センターの窓口の役割を果し、**子育てに関するアウトリーチ支援を支えます。**

2. 育児プラットフォームの提供(伴走型相談支援の推進)

親に代わって赤ちゃんを少しの間、抱っこしてあげるといった些細なことから始める地域ボランティア等を育成し、**子育て相談の前段階としての「子育て談義」を大切にする様な新たな地域づくり**を行い、SNS を活用して**育児に関する情報や専門知識をオンデマンドで提供できる仕組みの構築**を提言します。

これにより運営者はそれらのアクセス状況などの分析を通じて、それぞれの地域にける子育ての状態を把握することで、**ワンオペ育児の解消を促します。**

3. 保育園・こども園のモデルチェンジ(こども誰でも通園制度の推進)

地域の特性に合わせた**保育園・こども園のモデルを導入**します。

例えば、1 日数時間の短時間保育や特定の日に子どもたちが集まる特定日保育を導入することで、子どもたちが家庭だけでは得られない、こども同士の関わり、集団(こども社会)の中で多様な経験をすることが出来るため、育ちの環境がより豊かになります。

その為にも『こども誰でも通園制度』がその様な役割を担う場として、**提供体制の強化と、事業の拡大推進を提言**します。

4. 保育園・こども園の運営支援(質の高い保育の確保と子育て支援の提供)

現在の子どもの人数による給付に加え、**子どもの育つ場所として、定員定額制を含めた新たな給付等の仕組みの創設**を提言します。

これにより資金面での負担が軽減され、運営の安定性が向上します。これにより極端な人口減少地域における**保育園・こども園の運営問題・保育者確保の課題を解決し、子育てと保育の質を向上させることが可能**になります。

5. 地域住民の参画(こどもまんなか社会の実現)

保育園・こども園が地域住民に向けて保育に積極的に参加可能なプログラムを提供します。地域住民が子どもたちと関わる機会を提供することで、**保育園・こども園を拠点とした、『こどもまんなかプロジェクト』が生まれ、今までにない「新たな地域社会」を生み出されます。**

これらが、子ども、保育者・保護者・地域の住民が**共に主体的に活動する新たな賑わいと、街おこしのインセンティブが働く**と考えます。

こども政策の今後のキーワード

・こども基本法の制定施行

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進する為の法律整備として、令和5年4月に施行

・こども大綱の策定

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進する為に策定

・幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定

全てのこどもの健やかな育ちを保障するために全ての大人が共有すべき内容及び、全ての就学前教育・保育施設において共有すべき内容と手法を定めたもので、令和5年度中に策定予定

・こども未来戦略方針の策定

次元の異なる少子化対策の実現のための具体的方針(ロードマップ)として、令和5年6月13日に策定



こども・子育て政策の基本的考え方

～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～

- ◆ 少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。
- ◆ 特に重視しているのは、若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできない
- ◆ 若い世代の誰もが、結婚や、こどもを生子、育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望をもてる社会を作らない限り、少子化トレンドの反転はかなわない。
- ◆ 経済成長の果実が若者・子育て世代にもしっかりと分配されるよう、最低賃金の引上げや三位一体の労働市場改革を通じて、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。
- ◆ 次元の異なる少子化対策として
 - (1) 構造的賃上げ等と併せて経済的支援を充実させ、若い世代の所得を増やすこと
 - (2) 社会全体の構造や意識を変えること
 - (3) 全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること
 の3つを基本理念として抜本的に政策を強化する。

3つを基本理念の主なポイント

- ① 若い世代の所得を増やす
- ② 社会全体の構造・意識を変える
- ③ 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

加速化プラン

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組
2. **全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充**
3. 共働き・共育ての推進

「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

(これから6～7年がラストチャンス)

- ◆ 1990年から2000年までの10年間の出生数は約3%の減少
2000年から2010年は約10%の減少
2010年から2020年は約20%の減少
コロナ禍の3年間（2020～2022年）で婚姻件数が約9万組減
- ◆ 2030年代に入ると、若年人口は現在の倍速で急減することになり、少子化は歯止めの利かない状況になる。2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、少子化対策は待ったなしの瀬戸際にある。
- ◆ このため、具体的政策について、「加速化プラン」として、今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒して実施する。

加速化プラン（全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充）の具体的施策

- 妊娠期からの切れ目ない支援の拡充
～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～
- 幼児教育・保育の質の向上
～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
- 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充
～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～
- 新・放課後子ども総合プランの着実な実施
～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
- 多様な支援ニーズへの対応 ～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

こども未来戦略方針MAP

妊娠

伴走型
相談支援
スタート
裏面の①へ

不安なことは
なんでも
相談できる

出産

産後ケア
裏面の②へ

42万円→50万円
出産育児一時金

第三子以降は
3万円に増額

児童手当
家計の応援
裏面の③へ

自営業・フリーランスの
育児期間の保険料免除
裏面の③へ

中小企業の育休に
インセンティブ

育児休業
給付率UP

男性育休
取得促進
裏面④

住宅支援

公営住宅優先入居
民間住宅
ストック活用

時短
給付

住宅支援でひろびろ子育て

伴走型支援と家計の応援は、子育て期をしっかりカバー！

働いていなくても
時間単位で通える

放課後児童
クラブ拡充

小学校
入学

看護
休暇

こども誰でも
通園制度
裏面の⑤へ

医療費減等
負担軽減

高校生年代まで
延長

児童手当
延長

高校
入学

授業料等
減免
裏面の⑥へ

修士段階の
学生に導入

授業料
後払い
制度



こども一人当たり
子育て支援の規模は
OECD トップ水準の
スウェーデンに達する水準

1

こんなあなたに



里帰り出産から戻った後は不安しかない

身近な場所で相談に乗ります

伴走型相談支援

妊婦さんやお母さんの相談に乗ります。
妊娠届・出生届の際のアンケートをもとに妊婦さんに行政からのアプローチも

いつでも相談に乗りますよ



安心!!

2

こんなあなたに



産後、心も身体もぐったり気味

ママの心も身体もちゃんとケア

産後ケア

産後のこころと身体がしっかり回復できるように体を休めるための宿泊施設や、育児相談も

ゆっくり休めて体力も戻ってきた



相談できてこころもスッキリ

3

こんなあなたに



今の収入で子育てはちょっと無理かな

あらゆる角度から応援!

子育て世帯の家計を応援

児童手当、住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、保険料免除措置などあらゆる角度から、子育て家計を応援します。

公営住宅に優先的に入れる!

住宅ローンの金利も優遇!



フリーランスでも育児中の手取り安心

4

こんなあなたに



うちの会社、育休制度使ってる人みたことない



夫の帰りはいつも遅い私だって働いているのに



ワンオペ育児もう限界

パパ育休を当たり前に!

「共育て」応援します

育休や時短勤務などをとりやすく、手取りを減らさない。
看護休暇をもっととりやすく。
学級閉鎖や学校行事でも使える!

中小企業でも育休が取れる!



育休とっても生活安心

ハハ、卒園式来てくれるの?

5

こんなあなたに



離乳食ってどうすればいいの?



毎日が子育てでちょっと息が詰まる



ともだちとあそびたい

働いていなくても時間単位で自由に通える

こども誰でも通園制度

保育士さんに育児の相談をしたり、こどもを預けて自分の時間も大切に。

相談できて安心



こども預けたらちょっと自分時間

ともだちと遊ぶ



保育士の処遇もきかせて改善

6

こんなあなたに



この子たちが大学に入った時ちゃんと学費払えるかな

大学も安心

授業料等減免

授業料等の減免の対象となる方が増え、大学進学に挑戦できる方が増えます。

立派になったね



安心して挑戦できたよ

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

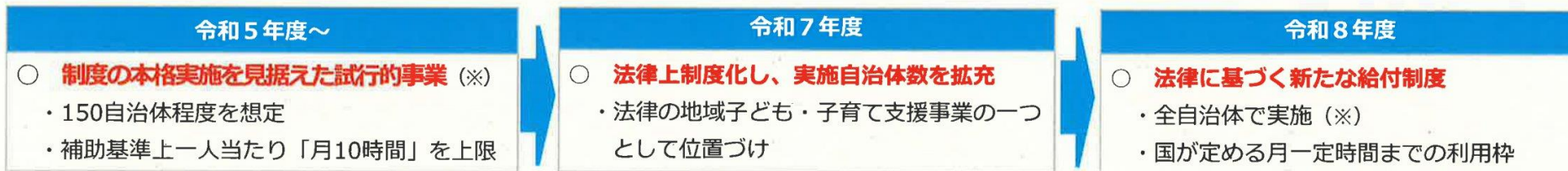
検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度（仮称）を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握**などにつながる

【本格実施に向けたスケジュール】



（※）補正予算で前倒しし、今年度中の開始も可能となるよう支援

（※）人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、**国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置**を設ける。
（令和8・9年度の2年間の経過措置）

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ（次期通常国会に提出予定）】

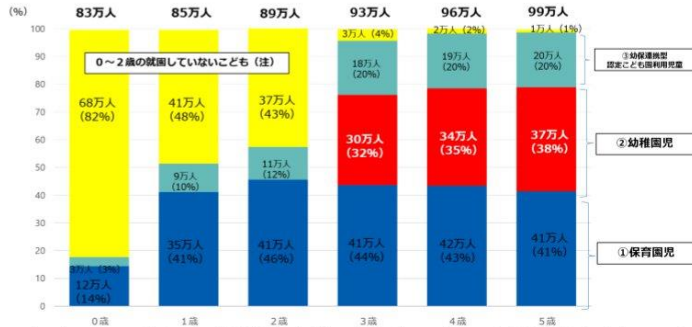
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。
- 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども（※）とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。 等

こども誰でも通園制度（仮称）の創設について

<制度の現状、背景>

- 就園していないこどもは0～2歳児の約6割を占める。現行の保育所等の制度では、就労等の保育の必要性がある者を対象としており、専業主婦家庭等を含めた就園していないこどもへの支援を強化していく必要。

【年齢別の就園していないこどもの割合（令和3年度）】



- こうした中、こども未来戦略方針（令和5年6月閣議決定）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。

（※）「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」としており、これに対応した予算を補正予算案に計上。

- 本制度について、2024年度は制度の本格実施を見据えた形で試行的事業を実施することとしており、本年9月から、試行的事業実施の在り方に関する検討会（秋田喜代美座長）において、制度の意義、具体的な事業実施上の留意点等を議論し、本年12月に中間取りまとめを行う。
- こども誰でも通園制度の意義は、こどもにとって、
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもの専門的な理解を持つ人からこどもの良いところ等を伝えられるなどにより、保護者はこどもについて新たな気づきを得たりするなど、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも関わっていくこと
 など、就園していないこどもの育ちを支えるためのもの。
- また、制度改正事項ではないものの、本制度はこどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、「親子通園」も可能とすることで検討会において議論している。

<改正のイメージ（案）>

左記を踏まえ、以下のような改正を行うこととするか。

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「〇〇給付」を創設**する。
（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- **利用対象者**について、**満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象**とし、**居住する市町村による認定の仕組み**を設けることとする。
（※）0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とすることはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用**が可能。
- **本制度を行う事業所**について、**市町村による指定（認可・確認）の仕組み**を設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認
- **市町村による指導監査、勧告等**を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会における現時点での議論の整理（第3回検討会（11月8日）時点）

（検討会の概要）

- こども誰でも通園制度の試行的事業実施（※）に向け、学識経験者、保育所等関係事業者、自治体からなる検討会を立ち上げ、事業実施の在り方について検討し、12月に試行的事業の実施方針の中間取りまとめを予定。
- （※）令和5年度総合経済対策において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う」とされている。
- 第3回の検討会においては、これまで2回の検討会における議論を整理した。

I 制度の意義

- **こどもを中心に、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的。**
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会が得られる
 - ・ 保育者からこどもの良いところ等を伝えられることで、こどもの新たな気づきを得たり、保護者とこどもの関係性に関わる

（参考）一時預かり事業は、①家庭における保育が困難な乳幼児、②子育てに係る保護者の負担軽減のため一時的に預かる乳幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行うもの。本制度との組み合わせも可能とするが、具体的方法、両者の関係は、本格実施に向けて引き続き整理。

- 現行制度と比較し、**就労要件を問わないこと、給付制度として全国で実施することで制度利用のアクセスを向上させること、利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつなげていくこと**に意義がある。
- 孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている保護者の負担感の軽減にもつながる。
- 今後の人口減少社会における保育所等の在り方として、こども誰でも通園制度は保育所等の多機能化の大きな柱となる。

II 試行的事業実施の留意事項

- **試行的事業においては、下記の考え方を踏まえ、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行う。**
 - ・ 試行的事業の補助基準上の上限であるものの、本格実施を見据えると、都市部を含め全国で提供体制を確保する必要がある
 - ・ 家族以外の人と関わる機会や、年齢の近い子ども同士が触れ合う機会が得られ、こどもの心身の健やかな成長・発達に資する
 - ・ 一時預かりの整備状況は月1～2時間程度に相当し、試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる

（参考）「利用時間を長く設定すべき」、「自治体によって利用時間を増やせるようにすべき」といった意見があった。全ての未就園児が利用できることを目的とする中でどのような対応が可能か、全国的な制度の中で地域差が生じることをどう考えるかといった論点を本格実施に向けて検討。

- こどもの安全確保が大前提であり、慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として、**「親子通園」も可能とする。**
- 定期利用（利用する曜日等を固定し定期的に利用）、自由利用（固定せず柔軟に利用）は、こどもや地域の状況を踏まえ、**いずれかを原則とするのではなく、いずれかを選択したり、組み合わせるなど柔軟な利用方法が可能となる仕組み**が必要。

ポイント⑤：一時預かり事業との関係

(現時点での論点の整理)

- 一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用者は保育所等に通っていないこどもだけではなく、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、こども誰でも通園制度が創設されたとしても、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。
- こども誰でも通園制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせ一時預かり事業等を組み合わせて実施することを可能とする必要がある。
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度の相違点や、一時預かり事業が自治体における補助事業であること等を考え合わせた上で、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくか、について、試行的事業の実施も踏まえつつ、より検討が深められるべきである。

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、 0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用 できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として 利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
契約・予約方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

ポイント⑦：事業実施のイメージ

(現時点での論点の整理)

利用方法（定期利用・自由利用）

- 定期利用においては、継続した利用を行うことによって、こどもが場や人に慣れ、次第に保育者とこどもの関係が構築されると考えられる。また**保護者との関係構築**においても、継続した関わりを行うことにより見通しをもって接することができ、支援が必要な場合においては効果的であると考えられる。さらに、**事業者としては体制構築において見通しを立てやすく**、保育者確保がしやすい状況になると言える。
- 一方、自由利用においては、こどもの状況や保護者のニーズに合わせることによる柔軟な対応が可能となる。
- 地域によっても様々な状況があると考えられるため、自治体や事業者において利用方法を選択したり、組み合わせて実施するかなどが可能となる仕組みづくりが必要である。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

ポイント⑦：事業実施のイメージ

(現時点での論点の整理)

実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施）、余裕活用型）

- 実施方法についても、実施する事業者による創意工夫など、多様な実践のかたちがあることが望ましく、試行的事業において好事例の収集と横展開が図られると良い。

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 専用スペースは設けず、在園児と合同 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 在園児とは別の専用スペースは設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 ・ 基本的に在園児と合同
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども誰でも通園制度を利用するこどもに合わせた環境を確保することができる ・ 専任の職員の下で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が少ない ・ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用するこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 ・ 時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

ポイント⑦：事業実施のイメージ

(現時点での論点の整理)

施設・事業類型ごとの事業実施イメージ

- 利用方法（定期利用、自由利用）や実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施）、余裕活用型）の組み合わせ方について、以下の①～⑥の6通りが考えられる。
- 試行的事業の実施状況などを踏まえながら、施設・事業類型ごとの事業実施イメージについて深めていく必要がある。

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心

②一般型（在園児と合同）×自由利用中心

③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心

④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心

⑤余裕活用型×定期利用中心

⑥余裕活用型×自由利用中心

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥いずれも考えられるのではないか。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないか。 	

ポイント⑨：その他の留意点等

(現時点での論点の整理)

個人情報取扱い

- こども誰でも通園制度の実施に当たっては、アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握できるようにしていくことが重要である。
- こうしたことから、①利用者が入力する個人情報について、利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有すること、②こどもに係る日々の記録について、利用者の同意に基づき、事業所が作成した情報を市町村及び利用事業所に共有すること、が考えられるが、その際の個人情報の取扱いについて、下記のとおり整理されと考えられる。

①利用者が入力する個人情報について、利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有することについて

- 現行の一時預かり事業においては、事業所がこどもを初めて預かる際、こどもの状況を把握し安全に預かるために、事前に以下のような情報を登録様式や面談によって保護者から取得している。

家族の状況	緊急連絡先	続柄	生年月日	同居・別居の別	就労・就学先	送迎者
こどもの状況 (障害に係る情報を含む)	出生歴	アレルギー	病歴	健康状態	託児経験	生活リズム
	発達の状況	食事の状況	排泄の状況	好きなあそび	かかりつけ医	予防接種状況

- こども誰でも通園制度においては、利用者が複数の事業所を同時期に利用することが想定されることから、利用者が上記個人情報を複数回入力する必要がないよう、利用者がシステムの登録時に上記個人情報を統一のフォーマットに入力し、事業所の初回の予約の際に、都度利用者の同意に基づき予約先の事業所に提供することで、各事業所が必要とする基礎情報を共有できる仕組みとすることが必要。
- 利用者が事業所に情報を提供する都度、システム上で、利用者に最新の情報かどうかの確認を求める仕組みとすることが必要。
- 各事業所において独自に必要な詳細な情報については、利用前の面談や親子通園時に取得するものとする考えられる。
- 利用者から、システム上で情報が共有されない場合は、事業所毎に、利用前の面談や親子通園時にこどもの状況等の情報をよく確認する必要があることに留意が必要。

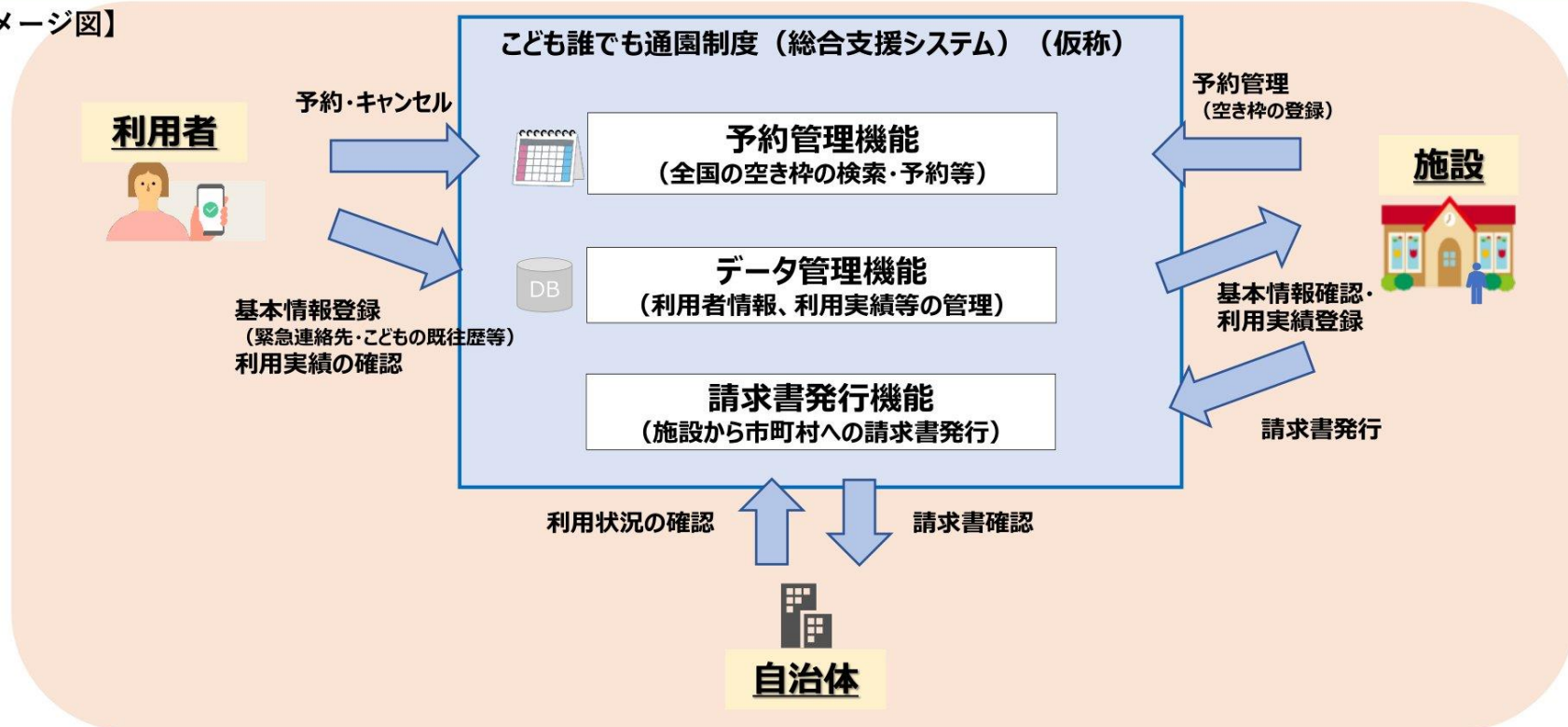
ポイント⑨：その他の留意点等

(現時点での論点の整理)

こども誰でも通園制度に係るシステムの構築

- ▶ こども家庭庁においては、こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることが基本と考えている。
- ▶ 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



(注) 具体的な運用などについて、こども家庭庁において引き続き検討

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(1)

実施主体

☞この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。なお、市町村は、適切に事業を実施できると認められた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

実施方法

☞**対象となる子ども**について、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、別に定める加算を適用する。

☞**実施場所**について、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

☞**事業内容**について、①～⑤を実施するものとする。

①利用方法と実施方法（ア～ケ）、②指導監督（ア～ウ）、③賃借料補助、④検証、⑤実績報告

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(2)

実施方法（続き）

①**利用方法と実施方法**について、定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用品など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない。

ア 市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となるこどもを確認する。

イ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する。

ウ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。

エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。

オ 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。

キ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

ク 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(3)

実施方法（続き）

②**指導監督**について、市町村が、事業を実施する事業所及び事業を実施しようとする事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合には、別に定めるところにより補助を行う。

ア 事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。

イ 事業を実施しようとする事業所に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規程の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。

ウ 事業所からの相談事項や事業所にアドバイスした内容をとりまとめ、市町村の所管課への報告を行う。

③**賃借料補助**について、事業を、民家・アパート等を活用して、令和5年12月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する場合には、別に定めるところにより補助を行う。

④**検証**について、本事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、事業を実施する市町村及び本事業を実施する事業所においては、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。こども家庭庁では、定期的に本事業に係るアンケート調査を行うことを想定しているため、積極的な協力を行うようお願いしたい。

⑤**実績報告**について、市町村は、本事業の実績等について、別紙3の内容により報告すること。また令和6年秋ごろに、中間的に状況の報告を求める予定である。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(4)

設備基準及び保育の内容

①下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③（**余裕活用型の実施基準**）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等（参考資料）を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

②上記以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）③（**一般型の設備基準及び保育の内容**）に定める規則第36条の35第1項第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準（参考資料）を遵守すること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(5)

職員の配置

①下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（4）③（**余裕活用型の実施基準**）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等（参考資料）を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

②上記以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）④（**一般型の職員の配置**）に定める基準を遵守すること。

③上記①～②については、本事業における職員の配置について規定したものであり、一時預かり事業を行う場合は、別途「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）④に定める基準を遵守することが必要であることに留意すること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(6)

研修

①**保育士以外の保育従事者の配置**は、以下の研修を修了した者とする。こと。

ア「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521 第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

②①にあわせ、**本事業における、意義・目的・仕組みについて理解できるように、研修の科目構成に配慮**すること。

③上記①②の研修は、**委託等先の管理者も受講**をすること。

留意事項

①**保育中に事故が生じた場合**には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知）」に従い、速やかに報告すること。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(7)

留意事項（続き）

- ②**利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認**をすること。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ③**要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合**には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ④**給食等の提供**については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- ⑤市町村から委託等先への委託料等の支払いにおいて、本事業に掲げる事業に要する経費について、「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」（平成30年10月17日厚生労働省発子1017号）に基づき支出する金額は、**こども一人1時間あたり850円を基本とし、本事業に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。**なお、**当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。**ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用の処理を行うこと。市町村及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料（別紙1に規定する書類及びその他必要な資料）を事業実施後5年間保存すること。
- ⑥事業実施に当っては、現在「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会」において検討が行われており、その議論を踏まえて今後作成する「実施にあたっての留意事項」を参考にして実施を行うこと。
- ⑦対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

ポイント⑩：実施要綱（案）より

（別紙参照）

項目ごとの説明(8)

個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業を委託等する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

保護者負担

本事業に要する経費の一部について、**こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。**

なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別紙2により、保護者負担額の一部を補助して差し支えない。

費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業

成育局 保育政策課

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度補正予算：91億円

1. 施策の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2. 施策の内容

- 自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形で実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点など様々な施設・事業（以下、「実施事業所」という。）において行い、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として実施する。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」での議論の整理などを踏まえて事業を行う。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- | | |
|------------------------|-------------|
| A. 人口100万人以上の自治体 | : 132,152千円 |
| B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 | : 119,047千円 |
| C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 | : 114,932千円 |
| D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 | : 32,589千円 |
| E. 人口5万人未満の自治体 | : 17,002千円 |

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- | | | | |
|-------------|-------------|------------|---------------|
| A. 41,066千円 | B. 18,252千円 | C. 9,126千円 | D. E. 4,563千円 |
|-------------|-------------|------------|---------------|

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

※試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な整備費及び改修費等については、就学前教育・保育施設整備交付金及び保育所等改修費等支援事業により措置。

※こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費については、別途措置し、こども家庭庁において執行する。

こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築

成育局 保育政策課

令和5年度補正予算：25億円

1. 施策の目的

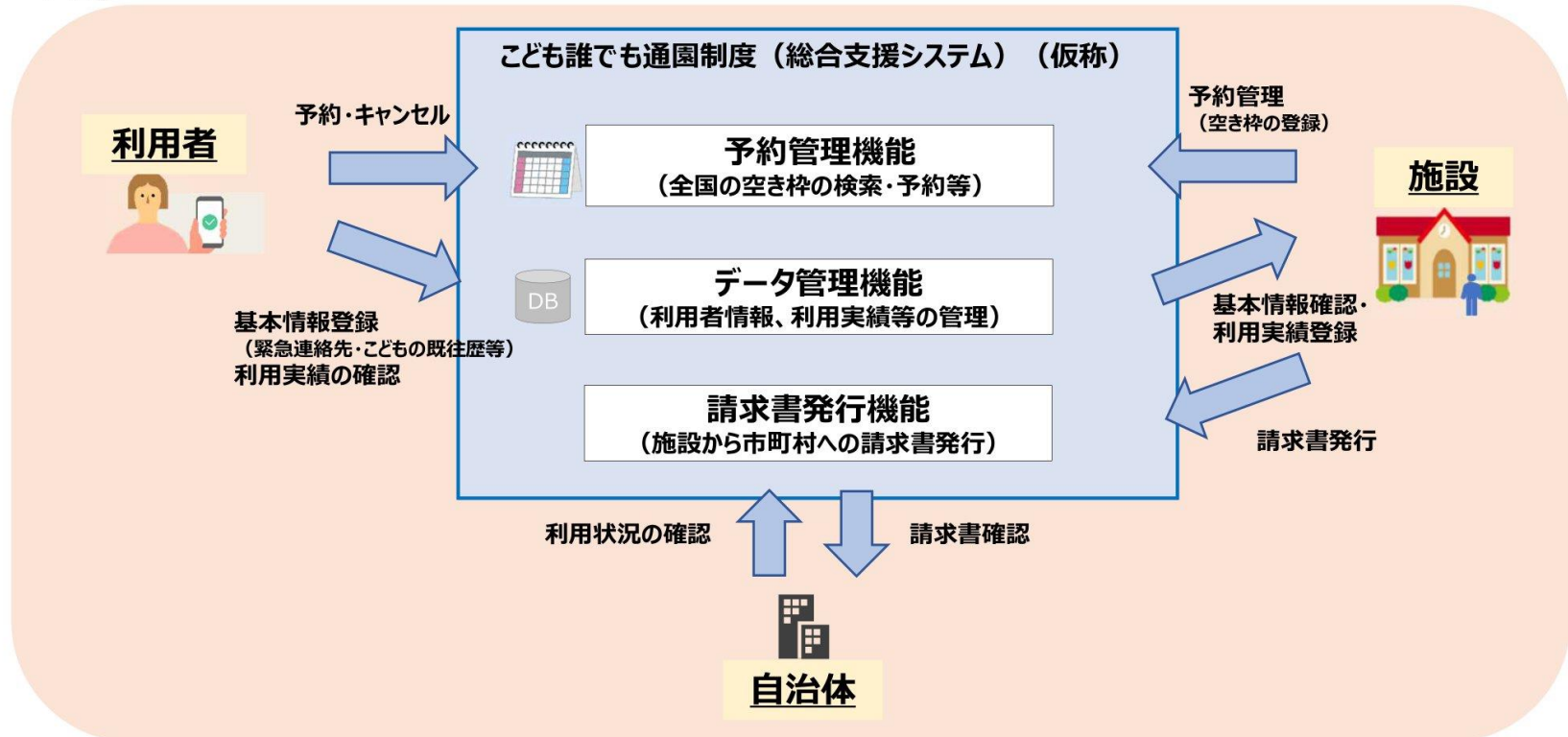
- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】



ポイント⑩：実施要綱（案）より

よくあるご質問について

Q：本事業については、対象年齢について、0歳6か月未満、または3歳以上のこどもを対象にしても良いのでしょうか。

A：対象ではありません。

Q：0歳6か月から3歳未満のこどもについて、例えば2歳児のみを対象としたり、一部の行政区の住民のみを対象としても良いのでしょうか。

A：本事業については、市町村ごとの補助総額を参考に、対象とする利用者の属性や対象地域などを指定していただく必要があります。対象年齢の限定や、住所地等による限定も可能です。

Q：月10時間を超えた利用の希望がある場合は、どの様に対応すべきでしょうか。

A：本事業の国庫補助基準上の上限はあくまでも月10時間である。ただし、各市町村における対応はさまたげるものではありません。

Q：月10時間の管理について、R6試行的事業においては紙での管理となっているが、システムの導入はいつからでしょうか。

A：システムに関しては、R7.4からの運用を予定しています。令和6年度にシステム化ができる部分があるかどうかは現在検討中であり、追ってお知らせいたします。

Q：指導監督員に資格要件等がありますか。

A：指導監督員は、市町村に配置する職員を想定していますが、実施要綱（案）に規定する業務内容を的確に遂行していただければ、資格要件などは問いません。

Q：賃借料補助について、事業開始月にかかわらず基準額満額の補助となりますか。

A：事業実施月数に応じた補助となります。

Q：職員の配置や設備の基準について、本事業と同時に一時預かり事業を実施する場合については、それぞれに基準を遵守する必要がありますか。

A：職員の配置はそれぞれに基準を遵守する必要があります。設備の基準については、本体事業に支障がない場合、供用が可能です。

Q：キャンセル対応について、統一ルールはありますか。

A：自治体において明確なルールを決め、対応してください。キャンセルされた時間数について、委託料等の対象とする場合は、時間数の消費をしてください。

事務連絡
令和5年12月6日

各都道府県
子どものための教育・保育給付交付金ご担当者様

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた
令和5年度補正予算における公定価格の取扱いについて

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
表題の件について、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」(令和5年こども家庭庁告示第15号。以下「改正告示」という。)が12月6日付けで公布され、令和5年4月1日に遡及して適用することとしております。

今般の改正の趣旨・内容及び留意事項について下記のとおり取りまとめましたので、各都道府県においては、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び関係機関に対し周知いただくとともに、運用に遺漏のないよう配慮願います。

記

1. 公定価格告示改正の趣旨・内容について

公定価格において、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、算定の基礎となる職員の人件費を引き上げるものであること(保育士・幼稚園教諭等人件費 +5.2%程度)。

2. 改定による引上げ分の使途等について

各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等の賃金改善の推進や処遇改善等加算の残額発生抑制に資するよう、各市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報(各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等)に基づき、今般の改定の影響額(追加支給見込額、年度末までの給付見込総額、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分等の内訳等)を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。

今般の改定による公定価格の増額分は人件費であり、処遇改善等加算による賃金改善の起点にも反映すべきものであることから、迅速かつ確実に一時金等による賃金の支払(実際の支払いが翌年度となる場合においても、今年度の追加的支払分であることを賃金の項目上明確に管理すること。)及び法定福利費等の事業主負担に充てるよう、各施設・事業者に指導するとともに、今般の改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定にも計画的に取り組むよう、各施設・事業者に要請すること。

3. 処遇改善等加算の取扱いについて

処遇改善等加算における賃金改善の起点となる「起点賃金水準」は「基準年度の賃金水準」に「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」(以下「人件費改定分」という。)を合算した水準としているが、令和5年度の処遇改善等加算における「人件費改定分」の算定に用いる改定率については、以下のとおりであること。

なお、提出済みの賃金改善計画書について今般の増額改定を反映した修正を行う必要はなく、当該計画書の再提出は不要であること。

<令和5年度の公定価格における人件費改定分に係る改定率>

基準年度が平成24・25年度の施設・事業所:	14.2%
基準年度が平成26年度の施設・事業所:	12.2%
基準年度が平成27年度の施設・事業所:	10.3%
基準年度が平成28年度の施設・事業所:	9.0%
基準年度が平成29年度の施設・事業所:	7.9%
基準年度が平成30年度の施設・事業所:	7.1%
基準年度が令和元年度の施設・事業所:	6.1%
基準年度が令和2・3年度の施設・事業所:	6.4%
基準年度が令和4年度の施設・事業所:	5.2%

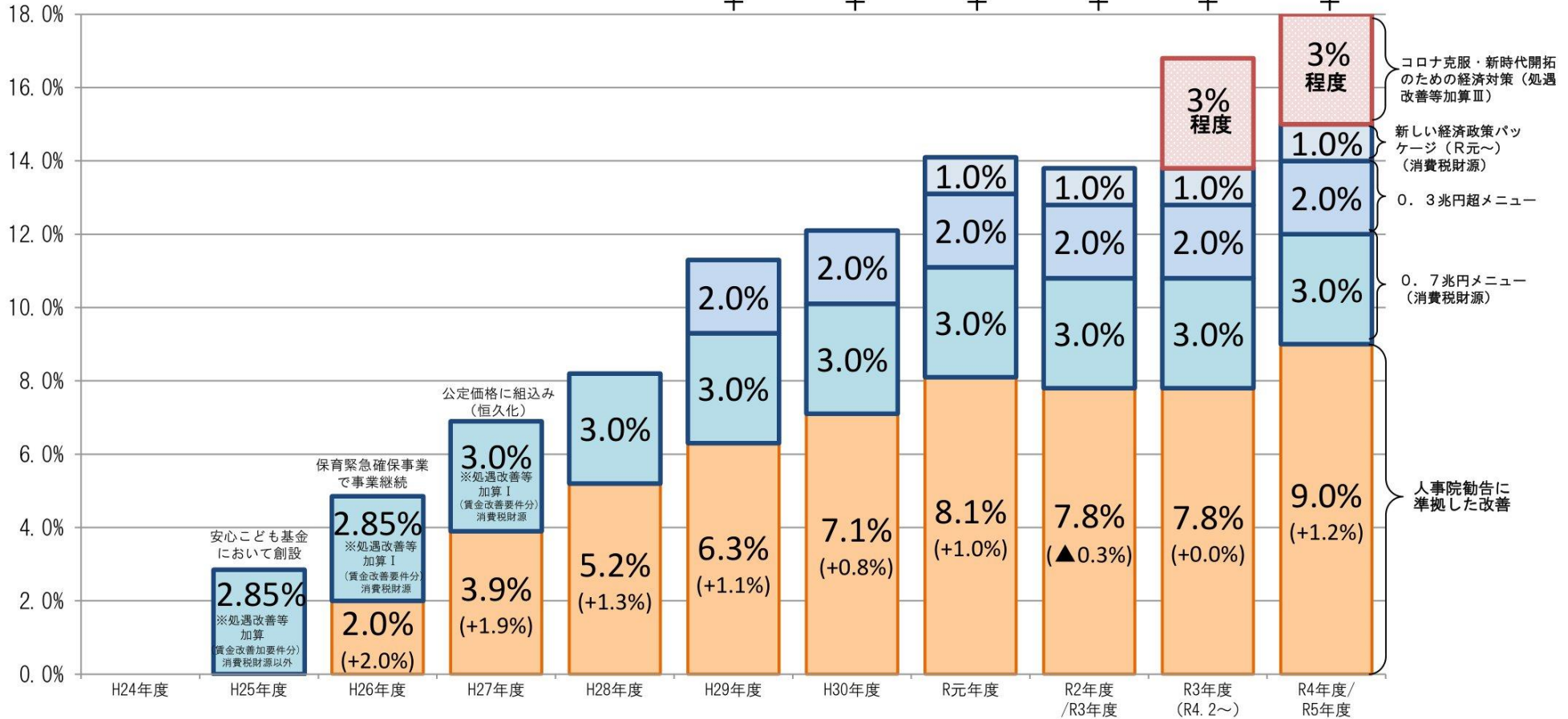
【本件担当】

こども家庭庁保育政策課公定価格担当室
給付第一係
TEL: 03-6858-0126

保育士等の処遇改善の推移

+約3% (月額約0.9万円)	計 +約5% (月額約1.5万円)	計 +約7% (月額約2.1万円)	計 +約8% (月額約2.6万円)	計 +約11% +最大4万円 (月額約3.5万円 +最大4万円)	計 +約12% +最大4万円 (月額約3.8万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.5万円 +最大4万円)	計 +約14% +最大4万円 (月額約4.4万円 +最大4万円)	計 +約17% +最大4万円 (月額約5.3万円 +最大4万円)	計 +約18% +最大4万円 (月額約5.7万円 +最大4万円)
--------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------	-------------------------------------------

(改善率)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」については、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。10月以降は「賃金改善分」については公定価格を見直し(恒久化)

技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称



キャリアアップ研修の創設(H29)

→以下の分野別に研修を体系化

【専門研修】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援

【マネジメント研修】

【保育実践研修】

- ※ 研修の実施主体:都道府県等
- ※ 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職 **新** 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ★ ウ マネジメント+3つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ★ ウ 4つ以上の分野の専門研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- ★ イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

★令和4年度までは研修修了要件を適用しない。

★副主任保育士等は令和5年度、職務分野別リーダーは令和6年度から適用。

★副主任保育士等に求める研修終了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分(園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5)を支給
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分(月額5千円～4万円未満)
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する(月額5千円～副主任保育士等の最低額)
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可(令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内)

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

令和6年度の対応

【公定価格上の加算措置】 ※告示を改正

- 新たに「4・5歳児配置改善加算」を措置する。
- 30：1の配置に要する経費と、25：1の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算する。

※ チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設では、既に25：1以上の手厚い配置を実現可能としているため、引き続き、当該加算のみを適用することとする。

※ チーム保育推進加算は、主に3～5歳児について複数の保育士による体制を構築するための加算であり、令和5年度には、先んじて4・5歳児の配置改善を進めるため、大規模な保育所について、配置人数の充実（1人⇒2人）を行っている。



【最低基準等の改正】 ※内閣府令等を改正

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
- 人材確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないように、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

- ※ 3歳児については、平成27年度より「3歳児配置改善加算」を措置している。（令和4年度の加算取得率：約90%）
- ※ 3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正（20：1⇒15：1）を行う。

令和7年度以降の対応

- 1歳児については、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める。

子どもの権利条約や、こども基本法及びこども未来戦略方針等の目的や理念に則り、こどもの心身の健やかな育ちを保障し、こどもの育ちを支える社会環境を構築するために、下記事項を要望いたします。

1. 子どもの育ちを保証し、『保育の質』の向上と、保育人材の確保について

人は人でしか育てられないと言われますが、乳幼児期はこどもの生涯にわたる幸福（Well-being）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であります。その大切な時期に「質の高い保育」が提供出来るような人的環境を整える為にも下記重点項目の改善を要望致します。

①保育現場の実態に即した職員配置基準の実現について

『こども未来戦略方針』において、「1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へ」と改善する方針を示して頂き、非常に期待しておりますが、それでも特に4・5歳児は世界各国と比較しても非常に厳しい職員配置基準のままである事には変わりない状況です。（別添資料1参照）

是非とも今回の職員配置基準改善方針をきっかけとし、更なる職員配置基準の見直しへ向けた道筋を示して頂く事を要望致します。

②保育現場の実態に即した人員配置の実現について

8/11、40/66問題への対応の為、保育士配置の実態に即した人件費の措置及び抜本的な人員増員の為の基準の在り方の見直しを求めます。

*8/11、40/66とは、施設開所時間（1日あたり11時間開所、週あたり6日66時間開所）と、職員一人当たり勤務時間（1日あたり8時間勤務、週あたり40時間勤務）との乖離

③保育現場の実態に即した給付単価の実現について

保育利用時間が8時間を大幅に超えている児童が殆どである実態にも関わらず、保育実施時間8時間分のみか現在の給付では算定・措置されておりません。その為施設の持ち出しによる職員配置が大きな負担となっておりますので、児童の保育利用実態や職員配置の実態に即した給付の在り方や人件費措置の実現を求めます。

④主任保育士等の全施設での専任化の実現に向けて

保育人材の要であり、『質の高い保育』を実現する為にも、主任保育士・主幹保育教諭の専任化について、乳児3人以上の入所などの専任加算要件の撤廃を含め、どんな状況であっても主任保育士等の専任が出来る様制度の運用改善を求めます。

⑤保育人材を保育士等の賃金水準を全産業の平均賃金まで引き上げる為の更なる処遇改善の実施を要望致します。（別添資料2参照）

2. 子どもの育ちを支える場として『こども誰でも通園制度』の推進

こども未来戦略方針において、子育て支援対策として『こども誰でも通園制度』を検討されておりますが、親支援の観点だけでなく、子どもの育ちを支援する（子育て支援）としての重要性を強く感じております。「こどもはこども社会の中で育つ」事から、親の状況に関わらず、こども社会（こども集団）のなかで育ちあう場として『質の高い保育』を実施する保育園やこども園が担う役割と責任は非常に大きいと考えております。

『こども誰でも通園制度』の実施へ向け、提供体制を強化する為の政策を推進し、関係予算を積極的に確保頂くとともに、施設の利用時間数については、子どもの育ち場確保の観点から、月当たり20時間～30時間程度（1日2～3時間程度、月当たり8日～12日程度）の利用機会を確保頂けるような制度の構築を要望致します。

3. 子どもの育ちを推進し、こどもまんなか社会を実現する為の『地域の在り方』の創造

都市部や人口減少地域など、どの地域にあっても社会インフラとしての地域の子育て機能維持のため、施設の安定的運営が可能となる仕組みの創設について、実情にあった制度の構築を要望致します。

特に人口減少地域においては、利用定員の小規模な保育施設では少子化により園児確保が不安定な中で、入所児童数が利用定員を割り込むほど給付費収入も不安定になり、施設運営維持に支障をきたしています。中には、児童の減少に伴う収入の大幅な減少により赤字決算が続く、閉園を余儀なくされる施設も出てきています。

人口減少地域における重要な社会インフラとしての子育て機能を維持し、どの地域にあっても『こどもまんなか社会』を実現する為にも、特に人口減少地域においては居住する市町村を超えて、勤務地等の市町村へ広域入所が容易になるなど、入所要件や入所優先順位の規制を緩和できる仕組みの構築と、小規模施設への定員定額制の導入などを含めた施設の安定的運営が可能となる仕組みの創設について至急検討頂きます様を要望致します。

4. 子どもの育ちを護る為の『日本版DBS』の推進

幼児教育・保育をはじめとするこども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関して検討が進められておりますが、子どもの育ちを護る為の『日本版DBS』の導入にあたっては、学校や保育園、こども園、学童クラブ等だけでなく、学習塾や地域のスポーツクラブ、病院など…子どもに関係する多くの事業者や関係する団体出来るだけ対象を拡大し、こどもに対する性犯罪を出来る限り未然に防止する仕組みの構築と、速やかな運用が出来る様な制度の構築を要望致します。